

各種感染防止対策の取組

▶ 住民向け取組

- 管内市町村と振興局との連名による啓発チラシでの呼びかけ
- 旭川市と共同による旭川空港、広報車での注意喚起
- 報道懇談会における振興局の取組の共有及び周知啓発に係る協力依頼



▲広報車での注意喚起

▶ 学校向け取組

- 緊急連絡網による新学期を控えた旭川市内の小中学校の児童・生徒に向けた注意喚起
- 管内小中学校、道立校等に向けた感染対策の徹底の呼びかけ

▶ 飲食店等向け取組

- 旭川市内の飲食店等に対する周知チラシの郵送、見回り調査に基づく現況確認
- 旭川市内の大規模商業施設に対する個別訪問による協力要請
- 管内商工会議所・商工会へ周知チラシを送付し、会員企業等に協力依頼

▶ 旭川市の取組

- 旭山動物園などの市有施設の休館（約180施設）
- HPやSNSを活用した市民への注意喚起

▶ ワクチン接種の取組

- 市町村間におけるワクチンの融通調整
- 上川中部圏域（1市9町）におけるワクチン接種の相互受入など円滑な接種体制の構築

今後に向けて

- 旭川市をはじめ管内市町村や関係団体などと協力し、引き続き**感染防止対策を徹底**
- 引き続き必要に応じて、**市町村**とWEB会議などを活用した**情報共有**
- ワクチンの追加接種**（3回目接種）に係る広域調整など**市町村の取組の支援**

旭川市内の飲食店等の皆さまへ
緊急事態措置の延長に伴うお知らせ

国の緊急事態宣言が延長され、旭川市が引き続き特定措置区域に指定される見込みであることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、道では、道内の飲食店等に対して休業等の要請を継続することとしております。注1）

対象事業者の皆さまには、大変な負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。注2）新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条

■延長期間 **令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで**
(当初期間 令和3年8月27日(金)から9月12日(日)まで)

延長期間における要請内容はチラシ作成時点で未確定のため、道ホームページ等によりご確認ください。
以下、当初期間における要請内容を参考に掲載します。

■対象施設
(飲食店) 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
(遊興施設) 飲食店営業許可を受けているキャバレー等及びカラオケ店(カラオケ店は、飲食店営業許可の有無を問わず対象施設となります。)
(結婚式場) 飲食店営業許可を受けている結婚式場

■要請内容と支援金
●酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 ※利用時間による酒類の店内持ち込みを含みます。 休業 ※酒類、カラオケの提供を取りやめる場合は営業時間短縮※(5~20時)
●上記以外の飲食店等(宅配・テイクアウトを除く) 営業時間短縮※(5~20時)
※酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業する場合は、従来の営業時間に関わらず支援金の給付対象となります。
※営業時間短縮の場合は、酒類提供等の有りにかわらず、上記対象施設のうち、従来から20時を過ぎて営業している施設(店舗)が支援金の給付対象です。

●「感染防止対策の実施(裏面に記載)、業種別ガイドラインの遵守」が必要

支援金
※業種等については、裏面をご確認ください。
●中小企業・個人事業者 1日あたりの売上高に応じて4~10万円
●大企業 1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円

※当初期間と延長期間の支援金については、それぞれ申請が必要となります。
※当初期間分申請しない場合でも、延長期間分を申請することが可能です。

▲飲食店等への協力依頼チラシ